

国民健康保険

お問合せ
国保年金課国保係

国保の保険給付

国民健康保険（国保）では、対象となる事由に対して様々な給付を行っており、それを「保険給付」といいます。

【医療・療養に対する給付】

◇対象となる診療 診察、処置・手術等の治療、薬や治療材料の支給、入院・看護、在宅療養・看護、訪問看護

*入院したときの差額ベッド代や患者の希望で保険外診療を受けたとき、歯科診療で特殊な素材を使用した差額診療や自由診療は対象外となります。

◇対象外の診療 保険適用外の治療法、正常分娩、経済的理由による人工中絶、健康診断、予防注射、労災保険の対象になる場合等

◇制限のあるもの けんか、

泥酔によるもの、医師や保険者の指示に従わないとき、犯罪や故意によるもの

◇医療費の自己負担割合

・0歳～未就学児…2割
・70～74歳…2割（昭和19年4月1日までに生まれた方は1割。生年月日を問わず現役並み所得者は3割）

◇入院したときの食事代
・右記以外の方…3割
①一般（②、③以外の方）…1食260円

②住民税非課税世帯の方（70～74歳で低所得Ⅱの方）…90日以内の入院の場合…1食210円

・90日を超える入院の場合…1食160円
③70～74歳で低所得Ⅰの方…1食100円

村への申請が必要な給付

保険給付には、給付を受けるために被保険者から村への申請が必要なものもあります。

◎療養費の支給

やむを得ず保険証を使わないで受けた診療や、骨折等で柔道整復師の施術を受けた場合、医師が認めたはり灸・マッサージ代、コル

セット・輸血の生血代、旅行中の海外での診療等は、医療費を全額自己負担した後に、申請により自己負担割合に応じた額が支給されます。

◎出産育児一時金

被保険者が分娩（妊娠12週以上の死産・流産を含む）したときに次の額が支給されます。

・分娩をした医療機関等が産科医療補償制度に加入している、妊娠22週以上の場合…42万円
・右記以外…40万4千円

◎葬祭費

被保険者が死亡した場合、喪主の方に5万円が支給されます。

◎交通事故等のとき

事故等でケガをした場合でも、届出により国保で診療を受けることができます。ただし、示談を結んでしまった場合等、国保が使えない場合もあります。示談の前には必ず国保へ連絡をしましょう。

◎高額療養費の支給

医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が申請により支給されます。

2015年 農林業センサス

農林業センサスは、5年に一度、全国一斉に農林業や農山村の実態を調べ、国や地方の農林業施策の企画・推進に役立つ大切な調査です。



平成27年2月1日実施

農林業経営体調査

農業や林業を行っている農家や林家、会社や集落営農などの実態を正しく把握するための調査で、県知事から任命された統計調査員がお伺いして調査を行います。

【調査項目】経営の状態、世帯の状況、労働力、作業の受委託の状況など

農山村地域調査

市区町村や農業集落の精通者の方を対象とした調査で、事前に村からお願いした農業集落の精通者の方には、地方農政局長から任命された調査員がお伺いして調査を行います。

【調査項目】農業集落内の地域資源（農地・森林・水路等）の保全状況など

※調査した内容は、統計法に基づき秘密が蔽われます。統計資料を作成するためだけに使用し、その他の目的に使用することは一切ありません。

*農林水産省『農林業センサスホームページ』
<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/>

◆問合せ 役場企画財政課 ☎885-0340 内線208